



第1章 市民生活に身近な地区のまちづくりの推進

本マスタープランでは「まちづくりの目標」として、「顔をもったまちをつくる」、「みどり」を感じられるまちをつくる、「にぎわい」を育むまちをつくる、「ひと」にやさしいまちをつくる」と「市民のちから」を活かせるまちをつくる」という5つの目標を設定しました。その中で、「市民のちから」は全てのまちづくりのベースとなる要素であり、これからの本市のまちづくりにおいては、市民参加による取組みは必要不可欠です。

そのため、本マスタープランでは、市民、事業者、市がまちの将来像やまちづくりの目標などを共有し、相互に連携して、それぞれの立場から主体的に取り組む「参加と協働のまちづくり」を推進していきます。

1 市民主体の地区まちづくりを推進するための考え方

(1) 「市民生活に身近な地区」の考え方

本マスタープランでは、全体構想で市全体のめざすべき将来像やその実現に向けたまちづくり方針などを示しました。また、地域別構想においては市内を3つの「地域」に分けて地域ごとの大きな方向性を示したうえで、各地域の中で今後、具体的な事業などが計画されている地区として、小川駅、小平駅、花小金井駅周辺地区を「鉄道駅周辺地区」とし、より詳細なまちづくりの方針を示しています。

さらに、「市民生活に身近な地区」は、暮らしに身近なあらゆる範囲を表現しており、それぞれの「地区」では、住民（事業者を含む）が中心となってまちの課題やニーズを踏まえつつ、めざす将来像を共有し、その実現に向けた地区ごとのまちづくりを自らが考え、実践していく必要があります。

(2) 「小平市民等提案型まちづくり条例」の活用

前マスタープランでは、マスタープランの実現化に向けた基本的な考え方として、「連携と協働のまちづくり」を掲げ、市民、事業者、市の連携と協働により、住宅都市こだいらにふさわしい都市空間や環境の形成をめざしたまちづくりの推進を図るとし、これにより平成22年10月に「小平市民等提案型まちづくり条例」を策定しました。この条例は、身近な地区の個性や魅力のある住みよいまちづくりを進めるため、市民が主体となって土地利用に関する計画の策定などに向けた活動の仕組みを定めています。

本マスタープランにおいても、前マスタープランの考え方を継承し、この条例を活用しながら、市民主体の地区まちづくりを推進していきます。

2 市民、事業者、市の役割

協働のまちづくりを推進するにあたっては、市民、事業者、市がそれぞれの立場からできることを考え、相互に役割分担、連携を図りながらまちづくりに取り組むことが必要です。

■市民

- 相互の協力と理解により、個性や魅力のある住みよいまちづくりを推進するため、地区の特性を活かした地区まちづくりに主体的に取り組むよう努めます。
- 市が行う個性や魅力のある住みよいまちづくりに関する施策に協力します。
- 個性や魅力のある住みよいまちづくりを推進するための計画の策定に参加し、必要な提案を行うことができます。

■事業者

- 地域社会の一員としての自覚と責任をもち、建築行為などがまちづくりに及ぼす影響を自覚し、市民による地区まちづくりを尊重するとともに、環境に配慮し、個性や魅力のある住みよいまちづくりへの協力を努めます。
- 市が行う個性や魅力のある住みよいまちづくりに関する施策に協力します。

■市

- 本マスタープランに掲げる将来の都市像の具体化をめざし、個性や魅力のある住みよいまちづくりを推進するために必要な施策を策定し、その実施に努めます。
- 上記の施策の策定および実施にあたり、市民の意見を十分に反映させるよう努めます。
- 地区まちづくりを支援し、その促進に努めます。

3 市民主体の地区まちづくりの進め方

本マスタープランの地域別構想は、地区まちづくりを考えるうえで基本となる地域の特性や、まちづくりに活用できる資源などが示されているため、地区まちづくりの取組みを進めていくうえでのガイドラインとしての役割も担います。

また、市民が主体的にまちづくりに取り組むためには、市民のまちづくりに対する意識、関心が高まる必要があることから、市は「小平市民等提案型まちづくり条例」の周知やまちづくりに関する情報提供、まちづくりへの参加機会の提供など、必要な支援を行っていきます。

■ 条例に基づく地区まちづくりのステップ



第2章 まちづくりの推進に向けた市の取組

1 庁内の連携によるまちづくりの推進

都市計画マスタープランに描かれた将来像の実現や地域・地区ごとの特性を活かした個性あるまちづくりを具体化していくためには、道路、公園などのハード面の量的整備だけでなく、そこに暮らす市民の生活という視点に立ったまちづくりが求められます。

そのため、本マスタープランでは、市民アンケートやまちづくりカフェなどで市民の声を丁寧に拾い上げながら、今後10年間で積極的に取り組むべきまちづくりの方向性を「まちづくりの目標」として設定しました。

本マスタープランがめざすまちの将来像を実現するためには、市民の日常生活につながる健康、福祉、環境、防災、産業振興、観光など各分野における個別計画などにおいても都市計画マスタープランの考えが反映され、具体的な事業として進展する必要があることから、庁内関係部署と連携を図り、全庁的に取り組んでいきます。

2 権限移譲に伴うまちづくりの推進

超高齢社会が進展し、人口減少が見込まれるなど、社会経済状況が変化するなか、建築物の安全性および住環境に対する住民の意識が高まっており、これまでの市街化の進展に伴う都市基盤の面的、線的整備の手法に加え、今後は個々の建築物の安全性や住環境との調和をめざすことがまちづくりにおいて重要になっています。そのため、今後も市民が主体となった身近な地区のまちづくりにより、建築協定や地区まちづくりルール認定などの手法を推進します。

その一方、現在東京都が行っている建築行政事務（建築指導事務）については、市が建築行政事務を執り行うよう東京都と協議を進め、都市計画によるまちづくりに重ねて、個々の建築行為に対する規制、誘導方策を併用することにより、よりきめ細やかなまちづくりの実現をめざします。

3 広域連携によるまちづくりの推進

本マスタープランのまちづくりの目標1「顔をもったまちをつくる」では、「市内に不足する都市機能については、市内にとどまらず、隣接する市町村における拠点間で分担・連携を図り、拠点間をむすぶ交通ネットワークを確保することで、利便性の高いまちづくりを進めます。」としています。

今後のまちづくりにおいては、駅周辺の拠点機能にとどまらず、道路、土地利用、公共交通、また市民生活など、市域をまたいだ広域的な連携が重要となることから、さまざまな分野における連携を常に視野に入れながら、より効果的なまちづくりを推進します。

4 まちづくりに関する意識啓発に向けた取組みの推進

まちづくりには、市民などのまちづくりへの関心や意欲を高め、取り組んでいくことが重要です。そのため、市民や事業者などに対するまちづくりに関する情報の提供など、まちづくりへの参加の契機となる場の提供を行っていきます。

また、本市は、これまでに景観まちづくりセミナーや地区まちづくりフォーラム、まちづくりカフェなど、さまざまな市民参加の取組みを進めてきました。このような取組みをさらに発展させ、本市のまちづくり人材の育成も視野に入れた取組みを進めます。



5 協働のまちづくりの推進

本マスタープランの実現のために、まちづくりに関する情報提供や関心の高い市民・事業者の育成とともに、まちづくりのさまざまな場面において市民参加を促しつつ、市民意見を収集していくことで、協働のまちづくりの推進につなげていきます。

6 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、中長期的な展望に立つ、土地利用などの都市計画分野に関する総合的な将来ビジョンとなるため、マスタープランに基づく具体的な事業については、各分野の個別計画などをもとに実践されていきます。

本マスタープランでは、当面の具体的な目標年次を平成38年度としていますが、社会経済状況の変化や上位計画の改定など、マスタープランの内容の見直しの必要が生じた場合には、国や東京都の関連計画との整合を図りつつ、市民参加により見直しの作業を進めます。